

都立高等学校オンライン申請受付システム 申請者向け操作マニュアル

⑤奨学のための給付金編

奨学のための給付金を申請するための専用マニュアルです。

2025年1月

東京都教育庁 都立学校教育部高等学校教育課経理担当

はじめに

このマニュアルでは、生徒が高等学校等就学支援金（以下、就学支援金）に関する手続きを、都立高等学校オンライン申請受付システムで行うための手順について説明します。

マニュアルは次の6つに分かれており、本書は「⑤奨学のための給付金編」です。

①共通編	手続きの概要やシステムの操作方法、ログイン方法について説明します。
②就学支援金編	「就学支援金」の受給資格認定の申請方法について説明します。 入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。
③就学支援金 不申請編	「就学支援金」の不申請意向確認の提出方法について説明します。
④学び直し支援金編	「学び直し支援金」の受給資格認定の申請方法について説明します。
⑤奨学のための給付金編	<u>「奨学のための給付金」「奨学のための給付金（家計急変）」「奨学のための給付金（早期給付）」の申請方法について説明します。</u>
⑥給付型奨学金編	「給付型奨学金」「給付型奨学金（家計急変）」の申請方法について説明します。

このマニュアルについて

本書（⑤奨学のための給付金編）の内容は、以下の通りです。

- 1. 都立高等学校オンライン申請受付システムを利用した申請の主な流れ P.4
- 2. 操作説明
 - 2-1. ログインする P.5
 - 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う P.10
 - 2-3. 申請状況を確認する P.28

※ 本文中の画面表示は、令和6年2月現在のものです。

■都立高等学校オンライン申請受付システムへのアクセス

<https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/s/>



■就学支援金制度の概要

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/scholarship.html>

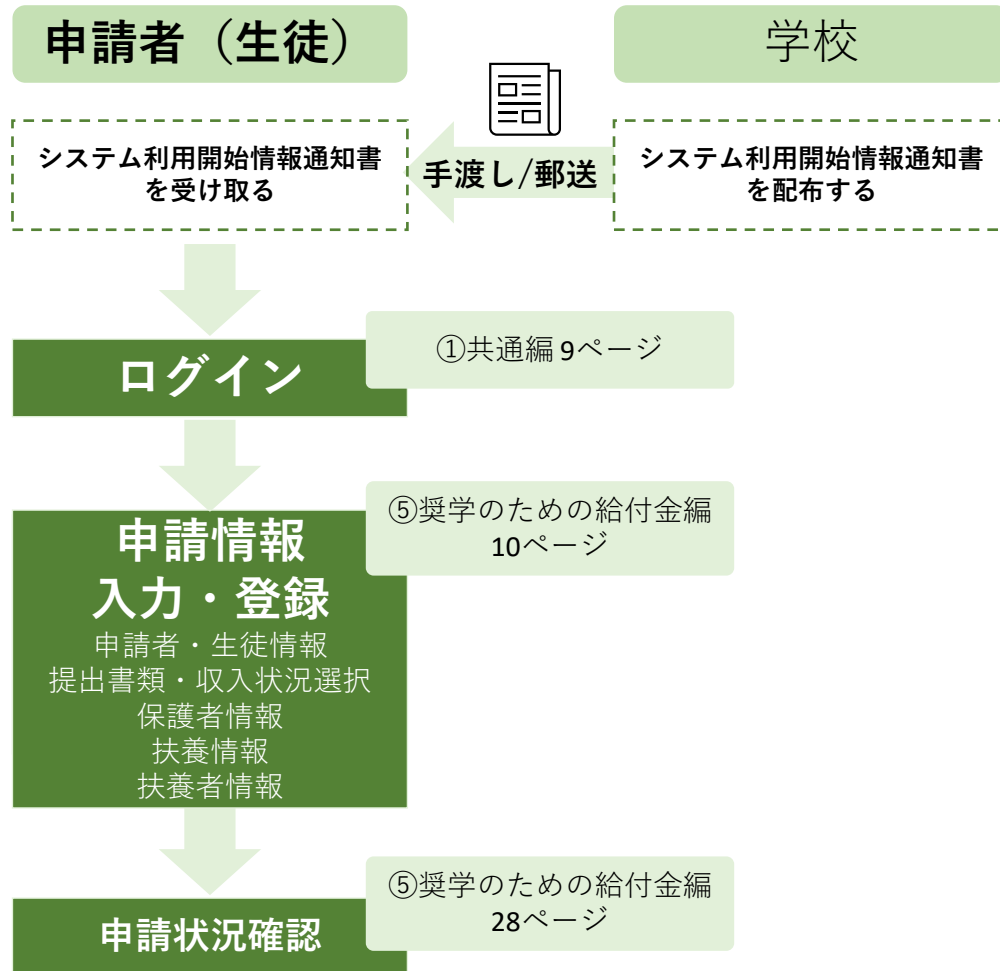


お問い合わせ

FAQやチャットボットを使用しても解決しないときは、**お通いの学校の経営企画室**へお問い合わせください。

1.オンライン申請受付システムを利用した申請の主な流れ

「奨学のための給付金」の申請



凡例

◇◇編
○ページ

◇◇（参考資料名）の
○ページ参照

システムを利用する手順

システム外の手順

2.操作説明 2-1.ログインする

奨学のための給付金の申請の手順

1 ログインする

ホーム画面からログインします。
ログイン後「確認コードの送付」メールが送信されます。
確認コードを入力するとログインが完了します。
※ユーザIDが無い方はユーザIDの登録から行ってください。

2 申請情報（申請者・生徒情報）を入力

申請者・生徒情報を入力します。

3 申請情報（提出書類・収入状況選択）を入力

提出書類、収入状況情報を入力します。

4 申請情報（保護者情報）を入力

保護者情報を入力します。

生活保護
受給の場合

生活保護
受給していない場合

5 申請情報（扶養者情報）を入力

6 申請情報（委任状確認）を入力

委任状提出有無を入力します。

7 申請情報の確認

入力された申請情報の確認を行います。

8 申請完了

申請が完了します。

2.操作説明 2-1.ログインする



A 都立高等学校オンライン申請受付システムにアクセス

<https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/s/>



B ホーム画面

1 「ログイン」ボタンをクリックします。

a ユーザIDをまだ登録されていない方は「申込用ユーザID登録」より登録してください。
⇒①共通編P.9を参照してください

2.操作説明 2-1.ログインする



C ユーザIDとパスワードを入力してください

1 【ユーザID】と【パスワード】を入力します。

2 「ログイン」ボタンをクリックします。「確認コードの送付」メールが送信されます。

a パスワードを忘れてしまったときは「パスワードをお忘れの方」をクリックします
⇒ ①共通編P.24を参照してください

ユーザIDを忘れてしまったときは「ユーザIDをお忘れの方」をクリックします。
⇒ ①共通編P.25を参照してください

2.操作説明 2-1.ログインする



D 確認コードを入力してください

※送信されたメールのイメージ

【都立学校オンライン申請受付】確認コードの送付

山田 一郎 様

都立高等学校オンライン申請受付システムへのログインが要求されました。

生徒氏名：山田 太郎

以下の確認コードを画面に入力してください。

確認コード：9890

なお、無操作の時間が30分以上経くと画面がリセットされますのでご注意ください。

■本メールに心当たりがない方は、メールの削除をお願いいたします。
■このメールは配信専用です。本メールにご返信いただいてもご回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課総務担当
電話番号：03-5320-7862
ホームページ： <https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp>

1 「確認コードの送付」メール内の【確認コード】を入力します。

2 「ログイン」ボタンをクリックします。

受信できるようドメイン
(@schfemail.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp)
の受信許可の設定をお願いいたします。



登録されたメールアドレスに送信された確認コードを入力してください。

1 確認コード

2 ログイン

2.操作説明 2-1.ログインする

1 ログインする

E 申請ページが表示されます

申請情報（申請者・生徒情報）を入力

3

申請情報（提出書類・収入状況選択）を入力

4

申請情報（保護者情報）を入力

5

申請情報（扶養者情報）を入力

6

申請情報（委任状確認）を入力

7

申請情報の確認

8

申請完了



[ホーム](#)

[申請履歴](#)

[よくある質問（FAQ）](#)

[利用ガイド](#)

[山田 一郎](#)

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。

現在、下記の申請登録を受付中です。

- 就学支援金
 - ・ 第2回
 - ・ 不申請意向の確認
- 給付型奨学金
 - ・ 通常申請（当年度分）
 - ・ 家計急変
- 奨学給付金
 - ・ 通常申請
 - ・ 家計急変
- 学び直し支援金
 - ・ 第2回

[申請受付へ進む](#)

[申請状況を見る](#)

[生徒・保護者等情報変更](#)

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

申請ページが表示されます。
これでログインは完了です。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 申請ページから奨学のための給付金の申請を行います

[ホーム](#)[申請履歴](#)[よくある質問（FAQ）](#)[利用ガイド](#)[山田 一郎](#)

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。

現在、下記の申請登録を受付中です。

- 就学支援金
 - ・ 第2回
 - ・ 不申請意向の確認
- 給付型奨学金
 - ・ 通常申請（当年度分）
 - ・ 家計急変
- 奨学給付金
 - ・ 通常申請
 - ・ 家計急変
- 学び直し支援金
 - ・ 第2回

1

[申請受付へ進む](#)[申請状況を見る](#)[生徒・保護者等情報変更](#)

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

1 「申請受付へ進む」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2.奨学のための給付金の申請を行う



B 給付金制度から申請を行います

東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

ホーム 申請履歴 よくある質問 (FAQ) 利用ガイド 山田一郎

就学 1 給付金制度

下記申請の実施はこちらのページから進んでください。

1. 東京都立高等学校等給付型奨学金
2. 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金

1. 東京都立高等学校等給付型奨学金

東京都立高等学校等給付型奨学金に関する詳細は[こちら](#)

※本給付金の審査結果は、給付型奨学金（端末購入補助）の申請があった方の審査結果に利用されます。
給付型奨学金（端末購入補助）に関する詳細は[こちら](#)

<申請の登録>
以下のリンクから必要な申請の登録を行ってください。
> [給付型奨学金を申請する方はこちら](#)
> [給付型奨学金（家計急変）を申請する方はこちら](#)

2. 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金に関する詳細は[こちら](#)

<申請の登録>
以下のリンクから必要な申請の登録を行ってください。
> [奨学のための給付金を申請する方はこちら](#)
> [奨学のための給付金（家計急変）を申請する方はこちら](#)

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

1 「給付金制度」をクリックします。

2 「2. 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金」の項目にある、「奨学のための給付金を申請する方はこちら」をクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（1/8） 1

a < 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（1/8）

留意事項 ☒

1

必ず前読の上、入力をしてください。

イ、過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ、2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

ニ、都立高等学校等においては、高等学校等就学支援金の申請時に、生活保護受給証明書又は個人番号カードの写し等を提出している場合、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が分かる書類を提出している場合、及び他の生計維持者に扶養されていることが分かる書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができます。

ホ、都立高等学校以外の国公立高等学校等へ通っている場合は、在学する学校の校長から在学している証明と就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の補助対象となる者である旨の証明（印）を受けてください。

ヘ、自動反映されている入力事項を変更しても、アカウントの登録情報は変更されません。アカウントの登録情報を変更したい場合は、別途ホームページの「登録情報を変更する」から変更をしてください。

1 留意事項をよくお読みください。

次のページに続きます

a 申請の選択画面に戻る場合は「申請選択画面に戻る」をクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（1/8） 2

1

申請者情報（保護者等）

・申請者（保護者等）の氏名 姓（漢字） 例：山田

山田

・申請者（保護者等）の氏名 姓（かな） 例：やまだ

やまだ

※支払口座振替依頼書の口座名義人と同じ方を申請者氏名欄に入力してください。

・郵便番号（半角ハイフンなし） 例：1638001

1638001

・都道府県

東京都

・町名 例：西新宿

西新宿

・申請者（保護者等）の電話番号（半角ハイフンなし） 例：0901234XXXX

0901234567

※日中ご連絡がとれるお電話番号をご入力ください。申請内容に不備があった場合、お通いの学校の経営企画室からご連絡させていただきます。

・申請者（保護者等）の氏名 名（漢字） 例：一郎

一郎

・申請者（保護者等）の氏名 名（かな） 例：いちろう

いちろう

・市区部 例：新宿区

新宿区

・番地・建物名等（全角） 例：2-8-1

2-8-1

1

表示された氏名、住所および電話番号に間違いがないか確認します。変更がある場合は変更内容を入力します。
（申請者等の氏名、住所および電話番号が初期表示されています。）

次のページに続きます

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（1/8） 3

1 【対象となる高校生等について】

生徒情報

生徒の氏名（漢字）：
山田 太郎

生徒の氏名（かな）：
やまだ たろう

生年月日：
2007年11月1日

生徒が在学する学校の名称：
北山高等学校

学校の課程：
全日制

学校の所在地：
東京都新宿区西新宿2-8-1

2 *以下から該当するものを選択してください。

☐ 過去に別の高等学校等に在学していない

☐ 過去に別の高等学校等に在学していた

3 [次へ](#)

1 生徒情報に間違いがないか確認します。

2 過去に別の高等学校等に在学の有無について入力します。
「過去に別の高等学校等に在学していた」を選択した場合
⇒P.15

3 「過去に別の高等学校等に在学していない」を選択した場合、「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.16

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (1/8) 4

[illegible]

「過去に別の高等学校等に在学していた」を選択した場合

- 1 「入力上の注意」をよくお読みください。
- 2 「過去に別の高等学校等に在学していた期間」について入力します。
- 3 上記以外の別の高等学校の在籍の有無を選択します。
「上記以外にも別の高等学校に在学していたい」を選択した場合、「過去に別の高等学校等に在学していた期間②」を入力します。
- 4 「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.16

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (2/8) 1

＜ 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (2/8)

留意事項
好表示

1

*支給対象世帯の該当区分を選択してください。

- ☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯
- ☐ 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯で、生活保護（生業扶助）を受給していない

2

次へ

1 支給対象世帯の該当区分について入力します。

「都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯で、生活保護（生業扶助）を受給していない」を選択した場合
⇒P.17

2 「生活保護（生業扶助）受給世帯」を選択した場合、「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.23

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（2/8） 2

[ホーム](#)[申請履歴](#)[よくある質問（FAQ）](#)[利用ガイド](#)[山田 一郎](#)[＜ 申請選択画面に戻る](#)

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（2/8）

留意事項 ☐ 非表示

* 支給対象世帯の該当区分を選択してください。

☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯☒ 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯で、生活保護（生業扶助）を受給していない

1

* 就学支援金等の申請時に収入状況確認書類（個人番号（マイナンバー）カードの写し等・基延日以降に発行された課税証明書等）を提出していますか。

☐ はい☒ いいえ

* 提出する書類について下記よりお選びください。

☐ 個人番号（マイナンバー）カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）又は課税証明書（課税証明書、生活保護受給証明書等）を提出します。☒ 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書を提出しません。
所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。前の **3**

次へ

「都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯で、生活保護（生業扶助）を受給していない」を選択した場合

1 就学支援金等の申請時に収入状況確認書類の提出有無と個人番号カードの写し等の提出について入力します。

2 収入状況確認書類を就学支援金等の申請時に提出済または今回提出する場合、【保護者等の収入の状況】を入力します。
⇒P.18へ

3 「次へ」 ボタンをクリックします。
⇒P.24へ

2

【保護者等の収入の状況について】

入力上の注意 ☒ 表示

以下の入力上の注意を確認のうえ、入力してください。

イ、保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次のa～eは除きます。

a. 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

b. 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

c. 法人である未成年後見人

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（2/8） 3

1 【保護者等の収入の状況について】

入力上の注意 ☒ 表示

必ず確認の上、入力をしてください。

イ、保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいい、次のa～eは除きます。

- a 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童福祉施設長
- b 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設長の長
- c 法人である未成年後見人
- d 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- e その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ、①（親権者（両親）2名分）、②（親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合）又は③（主たる生計維持者2名分）に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を学校に提出してください。

ハ、②（親権者1名分）に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

ニ、②（親権者1名分）の「家庭の事項によりやむを得ず、親権者の1名の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事項が存在する場合が該当します。この「家庭の事項によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、③（主たる生計維持者1名分）及び④（生徒本人）に含まれます。

ホ、③（主たる生計維持者1名分）又は④（生徒本人）に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を学校に提出してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

生計維持者について

イ、生計維持者とは、生徒に父母がいる場合、当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）生徒に父母がいない場合又は生徒が以下のa～eに掲げる者である場合、当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

- a 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第3項の規定により同法第6条の4に規定する児童に委託されていた者又は同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- b 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第3項の規定により同法第6条の3第6項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同法第41条に規定する児童養護施設が移されて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- c 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- d その他、社会的養護が必要と認められる者

ロ、令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入學した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

ハ、①（親権者（両親）2名分）に該当するときは、父母全員の課税証明書を添付してください。

ニ、②（親権者1名分）に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

ホ、②（親権者1名分）の「家庭の事項によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・重篤な病で筆跡読取ができない等の事項が存在する場合が該当します。一方、家庭の事項によりやむを得ず、父母全員の課税証明書を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、③又は④のうちいずれか該当するものを選択してください。

ヘ、③（主たる生計維持者1名分）又は④（生徒本人）に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

1 「保護者等の収入状況について」「生計維持者について」の入力上の注意をよくお読みください。

次のページに続きます

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（2/8） 4

1 次の者の個人番号（マイナンバー）カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

*以下から該当するものを選択してください。

- ☐ ① 親権者（両親）2名分
生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
- ☐ ② 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
離婚、死別等により親権者が1名の場合
親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の収入に関する証明書を提出できない場合（専攻科のみ） 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合
- ☐ ③ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
未成年後見人が選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
- ☐ ④ 主たる生計維持者2名分（両親等、生徒の生計をその収入により維持している者）
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
- ☐ ⑤ 主たる生計維持者1名分
生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合
入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合
生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合
生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合
- ☐ ⑥ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合
未成年であるが、都（墨江島）民所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合

※ 専攻科の場合、「親権者」とするのは「父母」と読み替えるものとする。

2

③を選択した場合

③を選択された方はご入力ください

*未成年後見人の人数（半角） 例：1

1 「次の者の収入に関する証明書を提出しています。」について、①から⑥のいずれかを選択します。

2 ③を選択した場合、付随する情報を入力します。

3 「次へ」 ボタンをクリックします。

- ①、③(未成年後見人2名)、④の場合
⇒P.20へ
- ②、③(未成年後見人1名)、⑤の場合
⇒P.21へ
- ⑥の場合
⇒P.22へ

3人以上未成年後見人がいる場合は生徒様のお通いの学校までお問い合わせください。

前の **3** 次へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

＜申請選択画面に戻る＞

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/8)

1 【保護者等の収入の状況について】
保護者等①情報（システム上で利用中の方）
保護者等①の氏名（漢字）：
山田 一郎
保護者等①の氏名（かな）：
やまだ いちろう
保護者等①の住所：
父
※その年の1月1日現在の市町村単位までの住所を入力してください。
*都庁管内（保護者等①） 例：東京都 中央区
*市区部（保護者等①） 例：新宿区

2 保護者等②情報（システム上で利用されていない方）
※保護者等②の氏名は、マイナンバーカードの顔写真と一致するように入力してください。マイナンバーカードの顔写真と一致しない場合は、保護者等②の氏名（漢字）と保護者等②の氏名（かな）を別々に入力してください。
*保護者等②の氏名（漢字） 例：山田
*保護者等②の氏名（かな） 例：やまだ
*保護者等②の住所：
父
※その年の1月1日現在の市町村単位までの住所を入力してください。
☐ 保護者等①と同一住所の場合はこちらを選択してください。
*都庁管内（保護者等②） 例：東京都 中央区
*市区部（保護者等②） 例：新宿区

3 次へ

①、③（未成年後見人2名）、④の場合

1 保護者等①の情報をご確認のうえ住所を入力します。

2 保護者等②の氏名、続柄、住所を入力します。

3 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.24へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

＜ 申請選択画面に戻る

奨学給付金 申請 3/8

【保護者等の収入の状況について】
保護者等情報（システム上で利用中の方）
保護者等の氏名（漢字）：
山田 一郎
保護者等の氏名（かな）：
やまだ いちろう
生徒との関係：
父
※その年の1月1日現在の市町村または住所を入力してください。
*郵便物番（保護者等）
〒163-8001
*市区郡（保護者等） 例：新宿区

※収入の修正や世帯の修正決定による市町村または住所の誤入力（誤入力）または市町村または住所の誤入力（誤入力）による保護者等の変更があった場合には、変更が変更
となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

次へ

②、③（未成年後見人1名）、⑤の場合

① 保護者等の情報をご確認のうえ住所を入力します。

② 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.24へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

< 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

1

【保護費等の収入の状況について】

生徒の氏名（漢字）：
山田 太郎

生徒の氏名（かな）：
やまだ たらう

生徒との関係：
本人

※その年の1月1日現在の市区町村までの住所を入力してください。

*郵便番号（保護費等） 例：〒100-0001
東京都

2

次へ

※収入の修正や世帯の更正決定による市区町村民税の徴収率確認（徴収率確認）又は市区町村民税の徴収率確認の発生や世帯・死別、養子縁組等による保護費等の変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

⑥の場合

1 生徒の情報をご確認のうえ住所を入力します。

2 入力を終わたら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.24へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

申請選考画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/8)

保護者等①の氏名、続柄、住所を入力します。

保護者等②の氏名、続柄、住所を入力します。

入力を終えたら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.26へ

生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

- 1 保護者等①の氏名、続柄、住所を入力します。
- 2 「上記以外の別の保護者等の収入状況を届け出る」を選択した場合、保護者等②の氏名、続柄、住所を入力します。
- 3 入力を終えたら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.26へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



D 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（4/8）



ホーム 申請履歴 よくある質問（FAQ） 利用ガイド 山田 一郎

＜ 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（4/8）

1 扶養者情報（扶養者情報）を入力

※ 以下に該当する兄弟姉妹の状況を、生徒本人の状況を念めて入力してください（該当する兄弟姉妹がない場合、生徒本人の状況のみ入力してください。）

- 7月1日現在高校生でない15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹
- 7月1日現在高校生である兄弟姉妹

※ 対象の兄弟姉妹、生徒本人が何号かに関わらず、年長の順に第1子の入力欄から入力してください。

※ 兄弟姉妹が「奨学のための給付金」の申請を行う場合、登録する申請の扶養者情報には、必ず同じ状況を入力してください。

※ 扶養するお子様が5名以上の場合は学校に連絡し、給の申請書にて対応をお願い致します。

【扶養するお子様の状況について】

*上記留意事項に該当するお子様（生徒本人を含む）の人数を選択してください。

2人

*生徒本人が該当する項目を選択してください。

第1子

扶養するお子様情報（第2子）

*扶養するお子様（第2子）の氏名 姓（漢字） 例：山田

山田

*扶養するお子様（第2子）の氏名 名（漢字） 例：二郎

二郎

*扶養するお子様（第2子）の氏名 姓（かな） 例：やまだ

やまだ

*扶養するお子様（第2子）の氏名 名（かな） 例：じろう

じろう

*生年月日 例：2023/01/01

2008/07/01

*学校名・学年等 例：〇〇高校2年、フリーターなど

〇〇高校2年

2 扶養するお子様は高校生等ですか。

☐ 都立高校生

☒ 都立以外高校生

☐ 高校生でない

*該当するお子様が所属の学校は通称ですか。

☒ はい

☐ いいえ

3 次へ

1 「扶養するお子様の状況について」を入力します。2人から4人お子様がいる場合、生徒本人以外のお子様の情報を入力します。

2 該当するお子様が高校生等か否か、高校生等の場合、定時制か否かを選択します。

3 「次へ」ボタンをクリックします。

7/1現在高校生でない15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合、もしくは収入状況の選択で⑤か⑥を選択した場合
⇒P.25

上記以外の場合
⇒P.26

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (6/8)

[ホーム](#)[申請履歴](#)[よくある質問 \(FAQ\)](#)[利用ガイド](#)[山田 一郎](#)[申請選択画面に戻る](#)

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (6/8)

1

・都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合は、充当委任状の提出が必要です。

- ☒ 提出する
☐ 提出しない

2

東京都教育委員会 様

私が支給を受ける東京都国公立高等学校等奨学のための給付金を学校徴収金に充てることについて、校長に委任することを承ります。

申請者の氏名(漢字) :

山田 一郎

申請者の氏名(かな) :

やまだ いちろう

申請者の住所 :

1638001

東京都新宿区西新宿 2-8-1

前の画面に戻る

3

入力内容の確認

1

【都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合は、充当委任状の提出が必要です】
委任状の提出の有無を入力します。

2

「提出する」の場合、委任状文面が表示されます。
【申請者の氏名】【申請者の住所】に間違いがないか確認します。

3

「入力内容の確認」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (7/8)

[illegible]

① 入力した情報【申請者情報について】から【その他（充当委任状の提出）】に間違いがないか確認します。
※収入状況等の選択により表示される項目は異なります。

2 「（重要）次の事項を確認の上、チェックボックスを全て押下してください」をよく読み、かならず全てチェックします。
※収入状況等の選択によりチェックする項目の数異なります

3 「登録」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（8/8）

[ホーム](#)[申請履歴](#)[よくある質問（FAQ）](#)[利用ガイド](#)[山田 一郎](#)[＜ 申請選択画面に戻る](#)

1

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（8/8）

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金の申請が完了しました。
申請内容はメニュー内の「申請履歴」から確認いただけます。

※その他紙提出書類につきましては、お通いの学校の経営企画室から配布された案内をご確認ください。

※奨学支援金等すでに提出されている場合、収入に関する証明書の提出は不要です。

2

[ホームに戻る](#)

1

「東京都国公立高等学校奨学のための給付金の申請が完了しました」とメッセージが表示され、申請が完了しました。

2

「ホームに戻る」ボタンをクリックします。

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

2.操作説明 2-3. 申請状況を確認する

A 申請ページから申請状況を確認します

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。

現在、下記の申請登録を受付中です。

- 就学支援金
 - ・第2回
 - ・不申請意向の確認
- 給付型奨学金
 - ・通常申請（当年度分）
 - ・家計急変
- 奨学給付金
 - ・通常申請
 - ・家計急変
- 学び直し支援金
 - ・第2回

申請受付へ進む

1

申請状況を見る

生徒・保護者等情報変更

1 「申請状況を見る」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-3. 申請状況を確認する

B 申請状況ページで申請状況を確認します

申請状況

※申請状況の更新には時間がかかりますので、申請の詳細は「申請履歴」から参照してください。

1

今年度（令和5年）

就学支援金（第1回）	（申請未済）
就学支援金（第2回）	（申請未済）
給付型奨学金（通常申請）	（申請未済）
給付型奨学金（専計急変）	（申請未済）
奨学のための給付金（通常申請）	（申請済み）
奨学のための給付金（専計急変）	（申請未済）
奨学のための給付金（早期給付）	（申請未済）
学び直し支援金（第1回）	（申請未済）
学び直し支援金（第2回）	（申請未済）

前年度（令和4年）

就学支援金（第1回）	—
就学支援金（第2回）	—
給付型奨学金（通常申請）	—
給付型奨学金（専計急変）	—

一昨年度（令和3年）

就学支援金（第1回）	—
就学支援金（第2回）	—
給付型奨学金（通常申請）	—
給付型奨学金（専計急変）	—

1 申請状況が表示されます。

（申請未済）

・ ・ 申請が行われていません。

（申請済み）

・ ・ 申請が完了しています。

※申請状況の更新には時間がかかりますので、申請の詳細は「申請履歴」から参照してください。